

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第16号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略 課長（衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 副本部長 名古屋本部の本 部長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長及び 次長 <u>新生公立大学設 立準備室の室長</u> 文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 砂丘事務所の所 長	3種	知事の 事務部 局	本庁	略 課長（衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 副本部長 名古屋本部の本 部長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長及び 次長  文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所 の所長及び次長 砂丘事務所の所 長	3種

	<p>くらしの安心局 消費生活センタ ーの所長 商工政策室の室 長 農業大学の校 長、次長及び部 長 森林・林業総室 の総室長 農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 企画総務部技術 普及室の室長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</p>	
	略	
	略	
略		

	<p>くらしの安心局 消費生活センタ ーの所長 商工政策室の室 長 農業大学の校 長、次長及び部 長 森林・林業総室 の総室長 農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 企画総務部技術 普及室の室長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</p>	
	略	
	略	
略		

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。